

令和3年1月5日(火)

会 員 各 位

一般社団法人埼玉県経営者協会

会 長 石 井 進

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策】

**「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について」の
埼玉県からの周知要請について**

1月4日付けで、大野知事名の周知要請がありましたのでお知らせします。

(概要)

- 埼玉県の感染状況は、12月31日に過去最多となる330人の新規陽性者を確認しました。
- 首都圏全体においても感染が拡大しているため、1都3県で足並みを揃えた対策が必要であることから、国の要請等を踏まえ、同法第24条第9項に基づき以下のとおり協力を要請します。
- なお、緊急事態宣言が発出された場合には、基本的対処方針に基づいて、必要な変更を行います。

1 県民への要請

(1) 期間

令和3年1月8日(金)午前0時から令和3年1月31日(日)午後12時まで

(2) 内容

午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

2 事業者への要請

(1) 営業時間の短縮等

ア 令和3年1月8日（金）午前0時から令和3年1月11日（月）午後12時まで

- ・対象：さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」
- ・内容：営業時間 午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 午前5時から午後7時まで

イ 令和3年1月12日（火）午前0時から令和3年1月31日（日）午後12時まで

- ・対象：県内の飲食店（カラオケ店、バー等を含む）
- ・内容：営業時間 午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 午前5時から午後7時まで

(2) その他

ア 期間

令和3年1月8日（金）午前0時から令和3年1月31日（日）午後12時まで

イ 内容

- ・テレワークの徹底（目標値：県内企業の50%）
- ・在宅勤務・時差出勤の徹底
- ・職場・寮における感染防止策の徹底
- ・従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- ・全てのイルミネーションの早めの消灯

上記につきまして会員企業のご協力をお願い申し上げます。

<お問い合わせ先> 専務理事 廣澤健一

TEL 048-647-4100